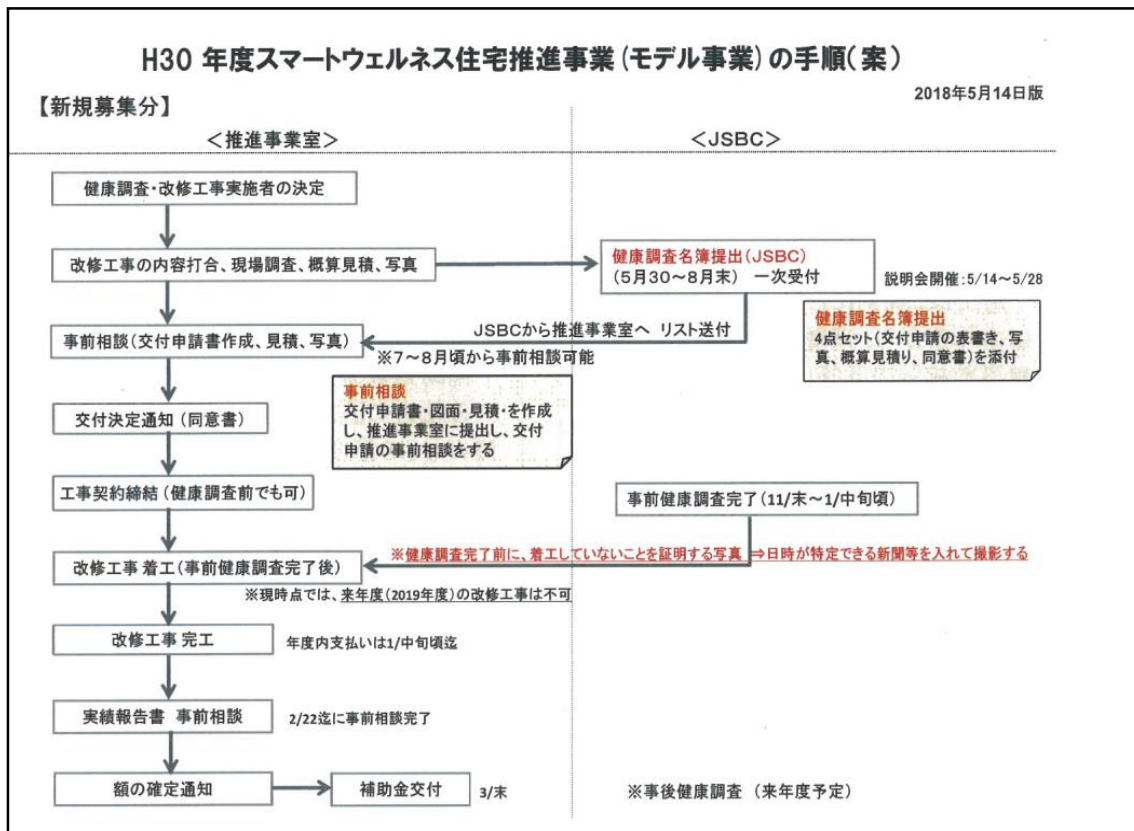


注意点及び H29 年度事業からの変更点

1. 補助対象外範囲の変更について

本年度から、消費税は補助対象外となります。

2. 申請スケジュールの変更について



平成 30 年度の新規健康調査+改修工事は、健康調査開始前から事前相談可能です。交付決定は、健康調査前でも可能です。その場合、健康調査完了前に着工していないことを証明する写真が必要となります。(事前着工は禁止です。)

3. 交付申請書 記載方法の注意点について

- ・「交付申請の記載方法」を必ず参照し、その通りに記載をお願いいたします。
- ・窓改修の場合、見積書の番号と改修図面の記載番号、写真台帳の番号を統一してください。

- ・見積書は、自社のフォーマットで提出可能ですが、交付申請書の「明細総括表」に転記しやすいよう、項目や名称を合わせてください。
- ・補助対象外の工事がある場合、値引きの仕方に注意してください。(按分する必要があります。)

4. 写真台帳 記載方法の注意点について

- ・「写真台帳の記載方法」を必ず参照し、その通りに記載をお願いいたします。
- ・改修後、外観が変わっていなくとも、建物全景の外観写真は必要となります。
- ・施工中の写真は、必ず必要です。
- ・バリアフリー工事の場合、段差がわかるようにスケールを当てた写真が必要です。